

制度の概要

平成28年度より利用（貸借を含む）意向を示さない耕作放棄地は固定資産税額を1.8倍に重課することとなった。（平成28年度税制改正）

$$\begin{aligned} \text{固定資産税} &= \text{評価額} \times \text{税率} \\ \text{【通常の農地】評価額} &= \text{売買価格} \times 0.55 \\ \text{【耕作放棄地】評価額} &= \text{売買価格} \times 1 \end{aligned}$$

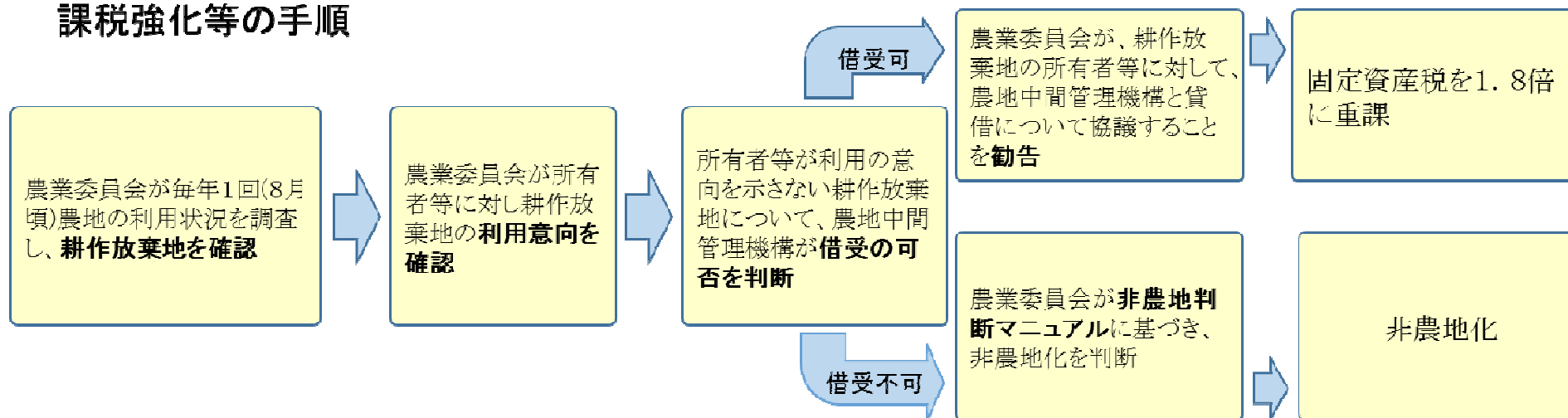
○対象となる耕作放棄地：農地法に基づき農業委員会が農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の耕作放棄地が対象となる。

※協議勧告が行われるのは、

- ・ 機構への貸付けの意志を表明しない
- ・ 自ら耕作の再開を行わない

など耕作放棄地を放置している場合に限定される。

課税強化等の手順



耕作放棄地の課税強化について（２）

制度の活用状況

■奈良県

桜井市 1件 0.3ha（平成29年11月勧告）

■全国

都道府県別 勧告を受けている耕作放棄地

H29:平成29年1月1日時点 H30:平成30年1月1日時点

都道府県名	件数(単位・件)			面積(単位・ha)			都道府県名	件数(単位・件)			面積(単位・ha)		
	H29	H30	(H30-H29)	H29	H30	(H30-H29)		H29	H30	(H30-H29)	H29	H30	(H30-H29)
北海道	-	-	-	-	-	-	滋賀県	-	-	-	-	-	-
青森県	148	10	▲ 138	34	1	▲ 33	京都府	-	-	-	-	-	-
岩手県	-	-	-	-	-	-	大阪府	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	-	-	-	-	兵庫県	43	41	▲ 2	6	6	0
秋田県	-	-	-	-	-	-	奈良県	-	1	1	-	0.3	0.3
山形県	-	-	-	-	-	-	和歌山県	-	-	-	-	-	-
福島県	-	-	-	-	-	-	鳥取県	57	20	▲ 37	11	2	▲ 9
茨城県	-	-	-	-	-	-	島根県	-	-	-	-	-	-
栃木県	19	14	▲ 5	6	5	▲ 1	岡山県	-	190	190	-	36	36
群馬県	20	14	▲ 6	3	2	▲ 1	広島県	8	6	▲ 2	5	1	▲ 4
埼玉県	-	-	-	-	-	-	山口県	10	5	▲ 5	3	1	▲ 2
千葉県	38	2	▲ 36	4	0.4	▲ 3.6	徳島県	-	-	-	-	-	-
東京都	-	-	-	-	-	-	香川県	-	-	-	-	-	-
神奈川県	5	1	▲ 4	2	1	▲ 1	愛媛県	-	-	-	-	-	-
山梨県	1	-	-	0.1	-	▲ 0.1	高知県	-	-	-	-	-	-
長野県	1	1	0	0.4	0.4	0	福岡県	-	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	-	-	-	佐賀県	-	-	-	-	-	-
新潟県	126	129	3	14	15	1	長崎県	-	-	-	-	-	-
富山県	-	-	-	-	-	-	熊本県	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	大分県	-	-	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-	-	宮崎県	-	-	-	-	-	-
岐阜県	-	-	-	-	-	-	鹿児島県	-	-	-	-	-	-
愛知県	-	3	3	-	0	0	沖縄県	-	5	5	-	1	1
三重県	-	-	-	-	-	-	全国	476件	442件	▲ 34件	88ha	72ha	▲ 16ha

※奈良県担い手・農地マネジメント課の電話による聞取結果に基づき記入。

※勧告遊休農地とは、農地法第36条第1項の規定に基づく勧告が行われた遊休農地をいう。

上記の件数及び面積は、平成29年1月1日及び平成30年1月1日時点で勧告が継続しているもの。